

**福祉避難所**  
**設置・運営マニュアル**

平成25年7月

小 郡 市

# 目次

<b>第1章 はじめに</b> . . . . .	<b>2</b>
1. 本マニュアルの目的	
2. 福祉避難所の定義	
3. 福祉避難所に指定する施設	
4. 福祉避難所の利用対象者	
<b>第2章 平時における取り組み</b> . . . . .	<b>3</b>
1. 福祉避難所の対象者の把握	
2. 福祉避難所の指定	
3. 福祉避難所の運営体制の整備	
4. 社会福祉施設、医療機関等との連携	
5. 福祉避難所の運営訓練等の実施	
<b>第3章 災害時における取り組み</b> . . . . .	<b>6</b>
1. 福祉避難所の開設	
2. 福祉避難所の運営体制	
3. 福祉避難所の管理運営	
4. 福祉避難所における要支援者の支援	
5. 福祉避難所の閉鎖	
<b>様式</b> . . . . .	<b>11</b>
様式1 「避難所施設の被害状況チェックリスト」	
様式2 「避難者名簿」	
様式3 「避難所状況報告書」	
様式4 「食料・物資等依頼票」	
<b>資料</b> . . . . .	<b>15</b>
資料 「災害時における民間福祉避難所の協力に関する協定書（案）」	

# 第1章 はじめに

## 1. 本マニュアルの目的

災害のため、現に被害を受け又は受けるおそれのある者は、一時的に避難所において危険を回避する必要があります。特に、高齢者、障害者等については、一般的な避難所では生活に支障をきたすため、福祉避難所において特別な配慮を行う必要があります。

このことから、本マニュアルは、災害時に福祉避難所が円滑に設置・運営できるよう、平時からの事前対策や災害時に実施すべき事項等について記載しています。

## 2. 福祉避難所の定義

災害時には、避難者を一時的に学校の体育館や校区公民館などに設置した指定避難所に受け入れ、保護しなければなりません。しかし、高齢者や障害者等の避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）にとっては、このような避難所での生活は健康面、精神面に大きな影響を与えることになります。

災害救助法に基づく救助においては、これら要支援者に対して特別な配慮をする避難所を「福祉避難所」として位置付けています。

### 《特別な配慮の例》

- ・相談等に当たる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）
- ・高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の整備
- ・日常生活上の支援を行うために必要な資機材の確保 等

## 3. 福祉避難所に指定する施設

福祉避難所としては、原則として、施設が耐震・耐火構造の建築物であること、土砂災害危険区域外であること、近隣に危険物を取り扱う施設がないこと、要支援者の避難生活に必要な空間を確保できること、障害者用トイレやスロープ等の設備が設置されていること、バリアフリー化がされていること、生活相談員等の確保が比較的容易であること等が考えられます。

## 4. 福祉避難所の利用対象者

福祉避難所の利用対象となる者は、原則として「小都市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づく対象者であって、身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所での生活において何らかの特別な配慮を必要とする者としします。

## 第2章 平時における取り組み

### 1. 福祉避難所の対象者の把握

市は、「小郡市避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づく関係機関共有方式により、要支援者の基本情報リストを作成するとともに、市内の要支援者について適宜情報の収集に努め、あらかじめ福祉避難所の対象となる者の概数を把握するよう努めることとします。

《関係機関共有方式に基づき把握される要支援者》

介護保険の要介護者、高齢者世帯の者、身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者（児）、難病患者 その他

### 2. 福祉避難所の指定

#### （1）福祉避難所（指定避難所）

現在、市では、地域における拠点的な福祉避難所として下記の2ヶ所の施設を指定しています。

避難所名	災害種別	住所	収容人数
小郡市生涯学習センター	災害	大板井1180-1	500人
小郡市総合保健福祉センターあすてらす	災害(水害除く)	二森1167-1	270人

#### （2）民間福祉避難所の協力

市は、大規模な災害に備え、民間の社会福祉施設等で、地域における身近な福祉避難所として協力してくれる施設と「災害時における民間福祉避難所の協力に関する協定書（資料）」を締結するなどして、民間福祉避難所の受け入れ体制の整備を図ります。

#### （3）福祉避難所の概要

ア 福祉避難所は、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする要支援者が、安心して避難生活ができる体制を確保するための避難所です。そのため、要支援者の身体の状況や心身の健康状態等を考慮して、一般の避難所での生活が困難だと判断された場合は、その必要性や緊急性の高い人から優先的に福祉避難所へ移送します。

イ 特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所対象者は、当該施設で適切に対応されるべき対象者であることから、原則として福祉避難所の対象者とはしていません。

ウ 福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所であり、災害発生当初から避難所として利用することはできません。

エ 要支援者は、精神的に不安定になることも考えられるため、介護等にあたる家族や親族等も受け入れ対象者とします。

オ 福祉避難所における避難者への生活支援は、公平・公正に行うとともに、男女のニーズや

性別の違いに十分配慮し、個人のプライバシー保護に努めます。

様々な身体的障害のある要支援者に対して円滑に情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段を用意することが必要であるため、ラジオ、テレビ、筆談用の筆記用具を準備しておくとともに、文字放送対応テレビやFAXの確保にも努めます。

#### (4) 福祉避難所の周知

HPや広報紙等を通じて、広く市民に周知を図るとともに、要支援者とその家族に対しても、地域の自治会（行政区）、自主防災組織、民生委員等を通じて周知徹底を図ります。

#### (5) 福祉避難所の施設整備

市は、施設管理者と協議し、当該施設が福祉避難所として機能するための必要な施設整備を行います。

##### 《必要な施設整備の例》

- ・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- ・通風・換気の確保
- ・冷暖房設備の整備
- ・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、FAX、パソコン、掲示板等）

### 3. 福祉避難所の運営体制の整備

#### (1) 運営体制の整備

市は、災害時に福祉避難所の速やかな設置運営が行えるよう、あらかじめ福祉避難所の設置要員を確保するなど体制の整備を行います。また、当該施設の通常の運営を阻害することのないよう、施設管理者や施設職員と十分協議し、災害時の役割分担を明確にします。

#### (2) 人的支援の確保

福祉避難所における要支援者の日常生活の支援については、看護師やホームヘルパー等の介助員が家族とともに対応にあたる必要があります。

そのため、有資格者等の人材（看護師、保健師、介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、ヘルパー等）を確保するため、事前に市内の介護サービス提供事業者や社会福祉施設、医療機関等と災害応援協定を締結するなど専門の人材を派遣してもらうための体制整備を行います。

地域においても、有資格者等を確保し、要支援者支援として活動してもらえるよう、事前に自治会（行政区）や自主防災組織、民生委員等に協力を依頼します。

ボランティアについても、要支援者の見守りや簡単なケアを支援してもらうため、積極的に協力を要請します。

### (3) 物資・資機材の確保

物資・資機材の備蓄については、災害発生当初の段階ですぐに調達することは困難であることから、平時からの備蓄に努めます。また、災害時に要支援者の支援に必要な福祉機器等（ベッド、車いす等）を確保するため、事前に関係機関・事業者等と災害応援協定を締結し、資機材を提供してもらう体制を整備します。

なお、福祉避難所で必要となる物資・資機材の例は次のとおりです。

#### 《要支援者対応物資・資機材》

飲料水、食料、ビスケット、かゆ、粉ミルク離乳食、栄養補助食品、医薬品、薬剤等  
介護用品、毛布、衣類（下着）、ほ乳瓶、紙おむつ（乳児用、大人用）、生理用品、ストーブ、車いす、担架、ベッド、マット、ポータブルトイレ等

### (4) 移送手段の確保

一般の避難所から福祉避難所への移送に関しては、福祉車両や救急車両の手配も含め、要支援者の状態に配慮した適切な移送手段を確保できるよう、県や関係機関等との連携を図ることによって体制を確保します。

## 4. 社会福祉施設、医療機関等との連携

専門的なケアを必要とする障害者、難病患者・人口透析患者、傷病者、高齢者等については、専門的な人材の確保や器材等の調達、施設への緊急入所等の対応を行う必要があります。

また、医学的措置が必要と判断される場合は、安全が確認された時点で速やかに医療機関へ搬送することになります。このため、社会福祉施設や医療機関等との間で協定を締結するなどの連携を図ります。

## 5. 福祉避難所の運営訓練等の実施

### (1) 訓練・研修等の実施

市は、要支援者及びその家族、自治会（行政区）や自主防災組織、民生委員等、社会福祉施設等、幅広い関係者が参加し、学ぶ機会を設けるため、要支援者支援対策に関する研修会等を開催します。また、まち歩きやワークショップによる図上訓練、避難所の設置運営訓練等を通じて、地域における要支援者支援の体制について検討する機会を設けます。

### (2) 知識の普及啓発

市は、災害時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、平常時から要支援者本人やその家族、支援者、福祉・医療関係者等に、要支援者対策や防災対策、福祉避難所の目的やルール等に関する知識の普及に努めます。

# 第3章 災害時における取り組み

## 1. 福祉避難所の開設

### (1) 福祉避難所の開設

- ア 市は、避難所に避難してきた要支援者の身体の状態や心身の健康状態等を考慮して、一般の避難所での生活が困難だと判断される場合は、速やかに福祉避難所を開設します。
- イ 市が、指定福祉避難所を開設する際は、避難所の配備要員（行政担当者）を派遣し、当該職員が福祉避難所の管理運営にあたります。
- ウ 大規模な災害が発生した場合で、指定福祉避難所の開設に配備要員（行政担当者）を確保できないときは、民間福祉避難所の協力を得て要支援者の受け入れを行います。民間福祉避難所においては当該施設管理者が福祉避難所の管理運営にあたります。
- エ 福祉避難所を開設した場合は、要支援者とその家族、地域の自治会（行政区）、自主防災組織、民生委員等の関係者に速やかに連絡することとします。

### (2) 福祉避難所の開設期間

福祉避難所を設置した場合の開設期間は、原則として、災害の発生の日から最大7日以内とします。しかし、大規模災害等の場合で、どうしてもやむを得ず7日間の期間内で福祉避難所を閉鎖することが困難な場合は、施設管理者等と協議の上、必要最小限の期間の延長を行うこととします。

## 2. 福祉避難所の運営体制

### (1) 施設の安全点検

- ア 福祉避難所の管理運営者は、「避難所施設の被害状況チェックリスト（様式1）」を活用し、施設の安全及び被害状況等を点検します。
- イ 震災の場合は、安全確認が終了するまで、避難者を施設の中に受け入れないこととします。
- ウ 施設の中で危険箇所が発見された場合は、その場所を立入禁止とします。
- エ 施設の機能として、上水道、トイレ、ガス、電気、電話等の機能を確認します。

### (2) 要支援者の受け入れ

- ア 施設の安全が確認され、受け入れ体制が整い次第、要支援者を受け入れます。
- イ 受け入れスペースとして、避難者一人当たりの面積を概ね3.3㎡（畳2畳分）以上を確保します。
- ウ 市は、福祉避難所の要支援者支援に従事する人的支援の確保に努めます。
- エ 介護や施設入所が必要な避難者がいる場合は、具体的な支援内容を確認し、災害対策本部等へ連絡し、社会福祉施設への入所等を要請することとします。
- オ ペットを連れてきた要支援者がいる場合は、屋外に飼育場所を設けます。

### (3) ボランティアの協力要請

ア 福祉避難所の運営においてボランティアの協力が必要と判断される場合は、ボランティア活動の内容や必要人員数を把握し、災害ボランティアセンター（小郡市社会福祉協議会）へ派遣の要請を行うこととします。

イ ボランティアの従事する仕事は、危険を伴わない軽易な作業とし、適切にボランティアの配備を行うようにします。

#### 《ボランティア活動の内容》

- ・要支援者の介護、看護活動の補助
- ・清掃及び防疫活動への応援
- ・災害応急対策物資、資機材の搬送及び配分活動への協力
- ・手話・筆談・外国語などの情報伝達への支援協力 等

## 3. 福祉避難所の管理運営

### (1) 避難者名簿の作成・管理

ア 福祉避難者の管理運営者は、避難者の受付を設置し、「避難者名簿（様式2）」で受付を行うこととし、避難者に名簿への記入を求めます。

イ 避難者に退所等の異動があるときは、できる限り退所先、連絡先等を確認して記録します。

### (2) 災害対策本部への報告

ア 福祉避難者の管理運営者は、避難所の状況を「避難所状況報告書（様式3）」により災害対策本部へ定期的に報告を行うこととします。

イ 不足する食料や物資等については、「食料・物資等依頼票（様式4）」により災害対策本部へ随時要請をします。

ウ 食料等の要請に当たっては、必要な食料を的確に把握し、余剰食糧が発生しないよう調整します。

エ 要請した食料・物資等が到達した場合は、直ちに災害対策本部に報告するとともに、物資等の保管場所において適正に管理します。

### (3) 食料・物資等の点検

ア 放送設備（使用不可の場合は、メガホン、拡声器等）、通信機器、事務機器の利用の可否等、福祉避難所運営に必要な設備、備品等を確認します。

イ 避難者名簿から食料・物資等の必要数を把握するとともに、福祉避難所における備蓄品の総量を点検し、確認します。

ウ 食料・飲料水等の配給は、公平・公正に行うこととし、乳幼児には粉ミルク、高齢者にはやわらかい食事など、個別のニーズには別途対処します。



#### (4) トイレに関する対応

- ア 必要に応じて、仮設トイレ等の設置を災害対策本部へ要請します。
- イ トイレ用の水については、プールや河川等の水を確保するよう努めます。
- ウ 仮設トイレを設置した場合には、適宜汲み取り等の要請を災害対策本部に行います。
- エ トイレの清掃、手洗い消毒液の交換などの衛生管理は、管理運営者が行うこととしますが、手伝える人がいれば避難者の協力を要請します。

#### (5) ごみ処理に関する対応

- ア ごみは分別を原則とし、ごみの区分に応じてごみ集積所を設置します。
- イ ごみは、避難者各自が可燃・不燃ごみなどに分別し、所定の場所へ整然と置くよう指示します。
- ウ ごみ集積所は、屋根があり直射日光の当たらない場所とし、定期的に消毒を行います。
- エ 避難所内でのごみの焼却は原則として禁止します。
- オ 共有スペースなどの清掃は、手伝える人がいれば避難者の協力を依頼します。

#### (6) 防疫に関する対応

- ア 感染症等のまん延を防止するため、うがい・手洗いを励行し、手洗い場に消毒液を配置します。
- イ トイレ、手洗い、洗顔、洗髪、洗濯等に必要な生活用水の確保に努めます。
- ウ ネズミ、害虫等が発生した場合は、災害対策本部に駆除・消毒を依頼します。
- エ 必要に応じて、仮設風呂・仮設シャワー等の設置を災害対策本部へ要請します。

#### (7) 電話の問い合わせや避難者の呼び出し

- ア 外部からの問い合わせについては、他の避難者への迷惑を最小限におさえるため、時間を決めて行います。
- イ 原則として、福祉避難所内の電話は受信専用とし、避難者の発信用電話は別途仮設電話を設置する等により対応します。

#### (8) 情報収集と情報提供

- ア 福祉避難所の管理運営者は、避難所周辺の被害情報を収集するとともに、報道、新聞、災害対策本部からの連絡等を通じて必要な災害情報の収集に努めます。
- イ 災害情報の提供や連絡事項等については、視覚障害者や聴覚障害者等の要支援者に対して多様な情報伝達手段を用意することが必要であるため、館内放送、掲示板の活用、連絡用紙の配布、張り紙などの方法により情報提供に努めます。
- ウ 掲示板には、被災者同士が情報交換できる「伝言板コーナー」を設置します。

## 4. 福祉避難所における要支援者の支援

### (1) 福祉避難所における支援

要支援者は、生活環境の変化に対する適応力が十分でないことから、福祉避難所においても過ごしやすい生活環境を確保し、物資の支給を優先的に行う等の配慮が必要となります。

福祉避難所における支援の主な内容については、次のとおりです。

#### 《福祉避難所における主な支援内容》

- ・ 要支援者の避難状況の把握
- ・ 要支援者のニーズの把握
- ・ 避難スペースの優先的提供
- ・ 救援物資の優先的支給
- ・ 関係機関による医療支援、福祉支援
- ・ 関係機関への支援要請

### (2) 要支援者の具体的な支援

ア 定期的に要支援者の健康状態を把握するとともに、必要なニーズの把握に努めます。

イ 障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を必要に応じて仮設します。

ウ 避難所での避難生活が長期化する場合は、畳・マット等を敷き、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける等の対策を図ります。

エ 冷暖房機器等を設置する等快適な居住環境の確保に努めます。

オ 要支援者それぞれの身体的状況等に応じた個別の配慮を行います。

#### 《高齢者》

- ・ 避難生活で活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいので、健康状態に十分配慮し、可能な限り運動のできる場所を確保します。
- ・ 認知症高齢者は、生活環境の変化で問題行動が出現しやすいので、生活指導等を行い精神的な安定を図ります。
- ・ トイレに近い場所に避難スペースを設け、おむつをしている人のために交換場所を設けます。

#### 《視覚障害者》

- ・ 避難所のトイレや配給場所、状況の変化などを適切に伝えます。
- ・ 放送やハンドマイク等を使用し、最新の情報を確実に伝えます。

#### 《聴覚障害者》

- ・ 伝達事項は、紙に書いて知らせます。
- ・ 掲示板等を使用し、場所や使用方法、状況の変化、最新の情報を適切かつ確実に伝えます。

#### 《肢体不自由者》

- ・ 車いすが通れる幅を確保します。

#### 《内部障害者》

- ・医療機材の消毒や交換のため、清潔で衛生的な治療スペースを確保します。

#### 《知的障害者》

- ・環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮します。

### (3) 福祉サービスの提供

- ア 福祉サービス事業者等と連携を図り、避難している要支援者に対しても必要な福祉サービスを提供します。
- イ 福祉避難所におけるホームヘルパーの派遣等、福祉各法による在宅福祉サービスが提供できるよう努めます。
- ウ 避難生活が長期化する場合は、保健師による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア、福祉関係職員による相談等の支援を行います。

### (4) 総合相談窓口の設置

- ア 要支援者の要望や相談を受け付ける相談窓口を設置します。
- イ 相談窓口では、専門職による総合的な福祉、健康相談等を行うとともに、女性や乳幼児等のニーズを把握するため、相談窓口に女性を配置するなどの配慮を行います。

### (5) 緊急入所等の実施

- ア 福祉施設等の空き部屋の確保に努め、要支援者の避難生活上の負担を軽減する措置を講じます。
- イ 透析や日常的な投薬治療や等が必要な場合は、状況に応じて医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所等の手続きを行うこととします。

## 5. 福祉避難所の閉鎖

- ア 災害対策本部は、福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが生じるなどした場合は、福祉避難所の統廃合を図るものとします。その際は、避難している要支援者とその家族に十分に説明をします。
- イ 避難している要支援者が退所し、福祉避難所の開設の必要がなくなると認められる場合は、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉鎖するものとします。
- ウ 福祉避難所を閉鎖する場合は、要支援者とその家族、地域の自治会（行政区）、自主防災組織、民生委員等の関係者に速やかに連絡することとします。

(様式 1)

## 避難所施設の被害状況チェックリスト

・次の質問の該当するところに○を付けて下さい。
Q 1. 建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、液状化現象などが発生しましたか？ A. なし            B. 少し発生している            C. 激しく発生している
Q 2. 建物の沈下や建物周辺の地盤沈下が発生していますか？ A. なし            B. 数c m程度沈下している            C. 10c m以上沈下している
Q 3. 建物が傾斜していますか？ A. なし            B. かすかに傾斜している            C. 明らかに傾斜している
Q 4. 壁が壊れていますか？ A. なし            B. コンクリートがはがれている (大きなひび、鉄筋や柱の露出) C. 壁が広い範囲で崩れている
Q 5. 鉄筋や柱が折れていますか？ A. なし            B. わずかに亀裂、割れが生じている            C. 完全に折れている
Q 6. 床が壊れていますか？ A. なし            B. わずかに傾いている            C. 明らかに傾いている
Q 7. 天井、照明器具が落下していますか？ A. なし            B. 落下しそう (何が： ) C. 落下している (何が： )
Q 8. ドアや窓が壊れていますか？ A. なし            B. ガラスが割れている            C. 建具、ドアが動かない
Q 9. 電線が切断されていますか？ A. なし            B. している (電気設備の使用不可)
Q 10. ガスの元栓が損傷していますか？ A. なし            B. している (ガスの使用不可)            C. ガスが漏れている
Q 11. 水道管が損傷していますか？ A. なし            B. している (水道の使用不可)
Q 12. その他、特に気付いた被害状況について記入してください。

※「C」が1項目でもあれば「危険」です。避難所施設としての使用はできません。

※Q 1～6の問いに「B」が1項目以上ある場合は「要注意」です。直ちに災害対策本部へ連絡してください。

(様式 2)

## 避難者名簿

避難日	平成 年 月 日	自治会 (行政区)			
住 所		連絡先			
世 帯	氏 名	年 齢	性 別	要支援者	特技・資格等
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
持ち込み物資	非常持出品・水・食料・その他 ( )				
家屋の被災状況	全壊・半壊・一部損壊・その他 ( )				
ライフラインの状況	断水・停電・ガス停止・電話不通・その他 ( )				
※身体、病気、精神等のケアで特別な配慮が必要な場合など留意事項があればご記入ください。					
※外部からの問い合わせ等に対して、住所、氏名を公表してよろしいか？ よ い ・ よくない					
退所日	平成 年 月 日				
退所先	住所 (氏名) : 連絡先 :				

### 【避難者の方へ】

- ・避難所への入所に際し、この名簿に記入していただき、行政担当者へ提出してください。そのことにより、避難所における情報提供や物資等の配給などの生活支援を受けることができます。
- ・外部からの問い合わせ等に対して、住所、氏名を公表してよいかどうかご記入ください。公表することによって親族等に安否を知らせることができます。

(様式3)

## 避難所状況報告書（第 報）

避難所名					送信者名				
報告日時	平成	年	月	日	時	分現在			
○避難者の状況									
	現在数 (A)			前回報告数 (B)			増減数 (B - A)		
世帯数	世帯			世帯			世帯		
人数	男	人	人	男	人	人	男	人	人
	女	人		女	人		女	人	
	うち要支援者		人	うち要支援者		人	うち要支援者		人
○避難所の体制									
応急避難所準備組織		設置済・未設置		避難者グループ		編成済・未編成			
避難所運営組織		設置済・未設置		各運営班		編成済・未編成			
○避難所の運営状況									
各運営班名		現在の対応状況				今後の方針			
総務班									
情報班									
避難者管理班									
施設設備班									
食料物資班									
救護班									
衛生班									
ボランティア班									
○災害対策本部への連絡事項（避難者の状況、周辺地域の被災状況、不足物資の要請など）									

※災害対策本部への報告は、原則として行政担当者が行うこと。

※避難所の開設後は、開設時、3時間後、6時間後等定期的に報告を行うこと。

(様式 4)

## 食料・物資等依頼票

避難所名		依頼者名				
依頼日時	平成	年	月	日	時	分
○依頼の内容						
		品名	規格、サイズ、備考		数量	
食料	①				食分	
	②				食分	
	③				食分	
	④				食分	
	⑤				食分	
物資	①					
	②					
	③					
	④					
	⑤					
	⑥					
	⑦					
○災害対策本部 (受信)						
受信者名						
受信日時	平成	年	月	日	時	分
<b>【処理結果】</b>						
発注業者	TEL					
配送業者	TEL					
到着確認時間	平成	年	月	日	時	分

※原則として、避難所の行政担当者はFAXで依頼を行うこと。

※避難所で食料・物資等を受領した際は、直ちに災害対策本部へ連絡を行うこと。

(資料)

災害時における民間福祉避難所の協力に関する協定書（案）

小郡市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害時における民間福祉避難所の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、小郡市内で大規模な地震や風水害等による災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、乙の所有する施設を民間福祉避難所として協力を求めるにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この協定において福祉避難所の避難対象となる者は、小郡市避難行動要支援者避難支援全体計画に基づく対象者であって、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない程度の者であり、かつ、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請することができる。この場合において、乙は、甲の要請に対し可能な限り協力するものとする。

- (1) 乙の所有する施設を民間福祉避難所として使用すること。
- (2) 乙の保有する物資及び資機材等（以下「物資等」という。）を提供すること。
- (3) 避難者等に対してテレビ・ラジオ等により災害情報を提供すること。
- (4) その他、市長が特に必要と認めること。

(指定する施設)

第4条 民間福祉避難所として協力を求める施設は、以下のとおりとする。

施設名称	〇〇〇〇〇
所在地	△△△△△△△△△
所有者（施設管理者）	〇〇〇〇〇
連絡先	電話 FAX
構造等	△△△△△△△△△
建築年	平成 年 月完了
耐震性	有り
使用範囲	□□□□□□会議室、〇〇〇ホール
使用床面積	〇〇〇㎡
収容可能人員	〇〇〇名

(受入れの要請)

第5条 甲は、対象者が民間福祉避難所に避難する必要があると認めた場合は、乙に対し、当該対象者の受入れを要請するものとする。

2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。



- (1) 対象者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 家族、親族等の住所、氏名及び連絡先等
- (3) その他対象者の受け入れに必要な事項

(対象者の移送)

第6条 甲の要請に基づき、乙が受け入れを行う場合は、民間福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族又は地域の避難支援者等が行うものとする。

(物資調達及び介助者の確保)

第7条 乙は、飲料水、食料、生活必需品、医薬品、介助用品等対象者の受け入れに必要な物資及び資機材の確保に努めるものとする。

2 乙は、対象者を適切に介護できるよう看護師、生活相談員等の介助者の確保に努めるものとする。

(協力の中止)

第8条 甲は、災害による危険が除去され、又は事態が終息し、民間福祉避難所の協力の必要がなくなつたと認められる場合は、乙に対し、民間福祉避難所の協力の中止を連絡するものとする。

(経費の負担)

第9条 民間福祉避難所として対象者の受け入れに要した経費、物資等の対価及び損害については、甲が負担するものとする。

2 前項の額は、災害発生前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(守秘義務)

第10条 乙は、民間福祉避難所の協力を行う際に知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日迄とする。ただし、この期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 福岡県小都市小郡255番地1  
福岡県小都市  
代表者 小都市長 平安 正知

乙